

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

パト結果からいい・悪い例を全員へ
建設と熱供給の安全活動

クリエイティブテクノソリューション

特集Ⅱ

メンタルヘルスケアを上手に進める法

明確な「ルール作り」を

プラネット 代表取締役 根岸勢津子

別冊付録

図解・送検事例

&

2013年1月1日号～12月15日号掲載送検事例

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2207

2014

4 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士小泉事務所

所長 小泉正典

在宅勤務の社員が作業中にお茶をこぼし左手甲にヤケド

■ 災害のあらまし ■

在宅勤務中の社員 A が、パソコンで会社の会議資料を作成中、積み上げた資料から作業に必要な事項を確認しようとした際、資料の山が崩れお茶の入ったマグカップを倒し、熱湯がこぼれ左手の甲に火傷を負ったもの。

■ 判断 ■

A の火傷は、在宅勤務中の仕事に必要な作業であり、業務遂行性・業務起因性が認められ業務上と判断された。

■ 解説 ■

工作中的ケガの多くは、業務上労災認定について、判断に迷うことはあまりない。仕事では基本的に、各人に課せられた業務を行っている最中であるため、労災認定に必要な業務遂行性と業務起因性を満たしていることが多いからだ。

業務遂行性とは、労働者が業務に就いている状態（業務行為中・業務に付随する行為中）のこと、業務起因性とは、業務と災害、災害と傷病などの因果関係が存在することである。

これは、在宅勤務であっても同様である。

今回のケースでは、①会議のための資料を作成していた（業務遂行性）、②資料確認をしようとした際の被災（業務起因性）が確認され、業務上との判断がされた。

在宅勤務者の場合、私的行為と業務行為が混在することになり、被災について、すぐ現場確認をした「現認者」が少ないことも多い。

労災認定においても、特にケースバイケースでの判断が多い事案である。通常の労働者と同じく、私的行為が原因で被災に

第 169 回

合った場合は、業務外となる。

在宅勤務者は、使用者の直接の管理指揮外で業務を行うことになるため、本当に業務中であったのか、私的行為中ではなかったのかの確認が必要となってくる。だからと気分がのった時にだけ業務を行っているような在宅勤務であると、私的行為と業務中の区別がつきにくくなる。業務上であったかどうか、判別をしやすくするためにも、在宅勤務を行う際のルールを決め、労使ともに周知徹底しておくことが大切である。

例としては、①業務を行う場所の特定、②始業、終業時間の報告、③業務の進捗状況や業務時間の記録、報告、④緊急時の連絡体制——のように、できるだけ私的行為と業務行為を区別して在宅勤務を行わせることが重要である。

また、健康管理の把握も在宅勤務者については日項目が届く所で業務を行っていないため、過重労働や深夜残業の繰り返しとなっていないか、業務の進捗状況と合わせて確認をし、必要であれば健康診断を受診するよう指導することで、メンタルヘルス不全の防止、早期発見での対応をすることができる。

業務委託のように、依頼した仕事が納期までにできれば、どのような働き方をしても良いというわけではないので、特に昼夜逆転しての勤務となっているような場合は、本人との話し合いや業務の進め方について早急な対応が必要である。今回のケースでは、業務を行う場所の整理整頓ができていなかったことも、被災原因のひとつであるため、在宅勤務で「自宅」であっても、就業の場であることから、社員 A には整理整頓を心がけてもらい、同じような被災を防止することも大切である。



《参考》

「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(改訂・平 20・7・28 基発第 0728001 号)より抜粋。

3. (3) 労働安全衛生法上の注意点

事業者は、通常の労働者と同様に、在宅勤務を行う労働者についても、その健康保持を確保する必要がある、必要な健康診断を行うとともに(労働安全衛生法第 66 条第 1 項)、在宅勤務を行う労働者を雇い入れたときは、必要な安全衛生教育を行う必要がある(労働安全衛生法第 59 条第 1 項)。

3. (4) 労働者災害補償保険法上の注意点

労働者災害補償保険においては、業務が原因である災害については、業務上の災害として保険給付の対象となる。したがって、自宅における私的行為が原因であるものは、業務上の災害とはならない。

3. (5) 在宅勤務を行う労働者の自律

在宅勤務を行う労働者においても、勤務する時間帯や自らの健康に十分に注意を払いつつ、作業能率を勘案して自律的に業務を遂行することが求められる。